

## 第3次岐阜県教育ビジョン（案）に対するパブリック・コメントの結果

意見募集期間：平成30年12月21日（金）～平成31年1月21日（月）

意見件数：92件

※いただいたご意見については、要旨を記載しています。

番号	ご意見の内容	ご意見に対する県の考え方・対応
<b>第3次岐阜県教育ビジョンの基本的な考え方について</b>		
1	子どもたちが生きていく2030年以降の社会を「予測困難な状況」と記述しているが、未来の日本社会は、現代社会の延長線上にあり、ある程度の予測が可能であるため、この表現は削除・訂正した方がよい。	ご指摘のように、未来の日本社会についてはある程度予測が可能である一方で、技術革新の一層の進展により、社会や生活を大きく変えていく超スマート社会の到来が予測され、将来が展望しにくい状況となる指摘もあります。国の第3期教育振興基本計画においても、「複雑で予測困難な社会」「変化が激しく将来が展望しにくい状況」という表現を用いて、厳しい時代を乗り越えるための学ぶ力の育成の必要性が記載されております。
2	目標とする人材を「地域社会人」と定義する表現は、「地域限定の社会人」という意味合いがあるため、表現としては「地域国際人」が適切ではないか。	第3次岐阜県教育ビジョンにおいては、「地域社会人」の姿を、「地域の活性化」「共生社会の実現」「グローバル化への対応」としてしています。この内容は、ご指摘いただいた「地域国際人」の意味も含まれており、子どもたちが、将来世界で活躍したり、地域の活性化に貢献したりできる教育を推進してまいります。
3	地域に関わる行政の充実があり、それにもとづき教育が行われるという順次性があるのではないか。「地域社会の活力を支えに」「一人一人の能力を最大限に高め」と続けるべきではないか。	ご指摘のように、地域に関わる行政の充実にもとづき教育が行われることが重要であり、それが実現できるよう県民の声を反映した教育行政を推進してまいります。一方で、子どもたちも地域の中で活躍する場面も多くあり、地域社会の活力の維持・向上に貢献しています。県民すべてが「地域社会人」として「清流の国」づくりを担っていく願いとして記載しております。
4	「ふるさと岐阜」への誇りと愛着は地域行政の課題であり、それらがあってこそ「清流の国ぎふ」づくりの教育につながるのではないか。	ご指摘のように、「ふるさと岐阜」への誇りと愛着がもてるよう教育環境を整備することは教育行政の責任であり、それが実現できるよう県民の声を反映した教育行政を推進してまいります。一方で、子どもたちも地域社会の活力の維持・向上に貢献しており、子どもたちも「地域社会人」として「清流の国」づくりを担っていくことを願いとして記載しております。
5	「ICTを主体的に」とあるが、ICTの利用は問題解決の一方法にすぎないのではないか。	ご指摘のとおりICTの利用は一方法でもあるため、基本的な考え方を「…その解決を目指し、ICTを主体的に使いこなすだけでなく、世界的な視野をもち多様な人々と協働しながら、人間ならではの…」に修正して記載します。

番号	ご意見の内容	ご意見に対する県の考え方・対応
6	<p>「共生力」は一般の科学用語としてよいのか。「多様性を認め」ではなく、「多様性の中で生き」などと当然のこととして記述するべき。</p>	<p>「共生力」はこれまでの岐阜県教育ビジョンでも用いられており、3つの力「自立力」「共生力」「自己実現力」は、岐阜県の教育ではぐくむ力としてその内容については詳しく説明し、ある程度、浸透しているものと考えています。一方で、身に付けるべき力の具体は社会の状況に応じて変化するものであり、ご指摘のように、子どもたちが「多様性の中で生き」ていくことが必要であるため、修正して記載します。</p>
7	<p>教育基本法には、「教育の目的」は「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」とある。その点からも、基本方針の順は「3、2、1、4、5」とするべき。</p>	<p>ご指摘のとおり、教育基本法に倣えば基本方針の順は「3、2、1、4、5」となりますが、これまでの策定過程の中で「岐阜県らしいビジョン」の策定をとのご意見もいただいております。子どもたちが、岐阜県の豊かな教育資源を活用しながら必要な資質が身に付けられるよう、ふるさと教育などの充実を基本方針の1番目としております。</p>
<p><b>基本方針1 「ぎふへの愛着をもち、世界に視野を広げ活躍する人材の育成」について</b></p>		
8	<p>「小・中・高等学校と切れ目のないふるさと教育の推進」に関して、「切れ目のない」の具体的な意味が分りにくい。</p>	<p>ご指摘のとおり、「切れ目のない」の具体的な意味が分りにくいので、目標1の課題を「小・中・高等学校一貫したふるさと教育の推進」と修正して記載します。</p>
9	<p>県土は森林も多いが、農用地については触れられていない。県等の施設を考えてあるが、県民が広く行っている地場産業や生業を広く見ることも大切ではないか。</p>	<p>ご指摘のとおり、地場産業や生業を広く見ることは大切なことだと考えます。目標2「キャリア教育」の充実においては、小・中学校等においては地域で働く人々の姿や生き方に触れる職場体験、高等学校においても地域の産業界と連携したキャリア教育の推進を記載しているところです。</p>
10	<p>若者は地元を離れていく大きな要因のひとつは、高校を卒業して県外の大学に入学、大学卒業後はその地元の企業に入社して帰ってこない。そのため、県内の「大学教育の充実」が大事と考える。この部分に対して、以下を計画書に追加記載すべき。 ・中学生・高校生の進学意欲や学習水準の向上のため、県内高等教育機関の教員による出張講義や高校生の大学院での研究体験を実施する。</p>	<p>ご指摘いただいた高校生の大学院等での研究体験の実施については、進学意欲等の向上のための「アカデミック・インターンシップ」として、目標2に記載しております。また、同様の取組は、学校の実態に合わせて各学校で現在も実施しているところです。今後も、スーパーハイスクール各校の生徒交流での大学の知見の活用などについて、岐阜大学地域協学センター等と連携を図りながら活動の充実に努めてまいります。</p>
11	<p>キャリア教育等の主な施策として、「地元大学についての教職員研修の実施」を追加すべき。</p>	<p>ご指摘いただいたとおり、地元大学の特徴を研究することは大学進学に係る進路指導の要点であると考えます。今後も教職員向けの大学説明会等へ参加して有益な情報を収集するとともに、目標2に記載の高校生の「アカデミック・インターンシップ」等の取組での地元大学との連携を通して、大学への理解を深め、生徒の進路指導に資するよう努めてまいります。</p>

番号	ご意見の内容	ご意見に対する県の考え方・対応
12	<p>目標2の取り組むべき主な施策の中に「特別支援学校」が記載されていない。関係機関や企業と連携した職業実習・地域活動を通じて、地域における障害者理解を進めるとともに、特別支援学校の生徒に対する就労支援や一般就労の拡大をすすめていくべきなので、「特別支援学校と産業界（企業）との連携」についても同計画書に追加記載すべき。</p>	<p>ご指摘のとおり、特別支援学校においても、関係機関や企業と連携した就労支援は重要であると考えており、今後も「働きたい！応援団ぎふ」登録企業の拡大や職場実習の充実等に取り組んでまいりますので、目標7の①に追記します。</p>
13	<p>「グローバル人材」の育成、「グローバル社会に対応できる児童生徒の英語力」の部分が何を指すのかよく分からない。</p>	<p>グローバル化の急速な進展の中、学校で身に付けた英語力を生かしながら他国の方と協力して国際的な問題を解決するなどの国際貢献ができるような人材育成を目指しております。そのために必要な英語力として、自分自身や身の回りのこと、地域社会や日本の生活、習慣、文化のことなどを発信できる力などを育成してまいります。</p>
<p><b>基本方針2 「多様な学びを支援する教育体制の充実」について</b></p>		
14	<p>施策実施指標13では、就職を希望する生徒の就職率とあるが、地域共生社会の理念から「受け手」が「支え手」となるよう取り組む必要があり、障がい者の社会進出は大切な事項である。適切な指標は「特別支援学校高等部及び高等特別支援学校卒業生の就労率」あり、同計画書に修正記載すべき。</p>	<p>特別支援学校においては、「働きたい！応援団ぎふ」登録企業や関係機関と連携した就労支援に取り組んでいるところです。 本計画では、高等特別支援学校機能を全県的に展開する施策を掲げました。高等特別支援学校は、生徒が自分の職業適性を把握し、希望に応じた進路を実現するための職業教育を行う学校です。その結果として、就職率が向上すると考えておりますので、指標として一般企業等への就職を希望する生徒の就職率としております。</p>
15	<p>「施策実施指標」における、生徒の就職率について。就職希望者の中には、就労移行支援事業所や就労継続支援事業所への進路選択をする生徒もいる。その生徒はどのように位置づけられるのか。また、生徒の就職率を指標とすることが適切なのか。</p>	<p>岐阜清流高等特別支援学校に続いて西濃高等特別支援学校を整備し、今後も高等特別支援学校機能を全県的に展開する施策を本計画に掲げました。高等特別支援学校は、卒業後一般企業等への就職を目指す生徒を対象に、自分の職業適性を把握し、希望に応じた進路を実現するための職業教育を行う学校です。その結果として、就職率が向上すると考えておりますので、指標としては、一般企業等への就職を希望する生徒の就職率としております。</p>
16	<p>高等学校においても知的障がい児が入学・学校生活を送れるよう専用コースの設置や支援員の配置をしていくべき。</p>	<p>療育手帳を所持している知的障がいのある生徒が、そのニーズに応じて県立高校等に進学しているケースは、10年前と比較して増加しています。 インクルーシブ教育システム構築に向けては、障がいの有無ではなく、生徒のニーズに合った教育を受けることができる学びの場の選択肢があることが重要であるとと考えております。そこで、現在、高等特別支援学校の学校説明会において、県立高校のうち数校が学校の情報を提供する取組を行っております。生徒や保護者には好評をいただいておりますので、今後も継続してまいります。</p>

番号	ご意見の内容	ご意見に対する県の考え方・対応
17	就労につながる研究開発について、「ビルクリーニング基礎」、「喫茶サービス基礎」、「福祉サービス基礎」が完成して以来、約4年間あらたなマニュアルが作成されていない状況となっているが、特定分野のマニュアル基礎は何を作成しているのか。また今後どの特定分野のマニュアル作成を検討しているのか。	ビルクリーニング、喫茶サービス等の作業マニュアルは、軽度知的障がいのある生徒を対象とした高等特別支援学校の開校に向け、専門コースの教科書として作成しました。現在、このマニュアルのほか、一般の教科書を使用して学習しており、新たな分野のマニュアルを作成する予定はありません。今後は、開校した学校での実績を踏まえ、動画等のデジタル教材の作成について検討してまいります。
18	以下のことを同計画書に追加記載すべき。 ・特別支援学校のセンター的機能活用をすすめるとともに、臨床心理士など専門家による巡回支援の活用を検討する。	これまで、小・中学校等の要請に応じて、特別支援学校の教員のほか、大学教授、臨床心理士、医師等を派遣する事業に取り組んでまいりましたが、各学校のニーズが高いことから、今後も継続して実施してまいります。
19	学校間の支援はもとより、多数の地域ブロックと広域支援校を設定し、関係機関が連携して教職員や保護者からの多様なニーズに即応できるよう、「地域支援リーディングスタッフ」を育成・配置して支援学校のセンター的機能の活用をさらに充実させたらどうか。	お示しいただいた「地域支援リーディングスタッフ」の役割は、現在、岐阜県が取り組んでいる特別支援学校のセンター的機能やコア・スクール、コア・ティーチャーの役割と重なります。今後も地域からの支援要請に一層応えられるよう、これらの取組を広く周知するとともに、継続して推進してまいります。
20	特別支援学校教諭免許保有率を施策実施指標及び取り組むべき主な施策に追加記載すべき。	第2次岐阜県教育ビジョンにおける施策として、認定講習受講による免許状取得を推進してきました。その結果、保有率は高くなってきましたが、平成29年度の段階では全国平均に達していません。特別支援学校教諭免許の保有率を向上するため、免許法認定講習等を活用した免許取得の促進について、目標7の②に追記します。
21	公立の小・中学校でも医療的ケア児が安心・安全に学校生活を送ることができるよう、看護講師を配置できるように支援をすべきではないか。それが国の基本方針なので県として勘案すべきであり、「すべての学校」を対象と計画書を修正記載すべき。	公立の小・中学校における看護講師については、文部科学省の事業の活用に関する周知をはじめ、医療的ケアを必要とする児童生徒への対応の充実に向け、特別支援学校の教員を小・中学校に派遣し、支援内容や方法等について助言を行うなど、支援体制を整えてまいります。
22	医療的ケアを必要とする児童生徒が保護者が同伴しなくても校外学習に参加できるよう看護師を配置する方向性が示されたことはとてもありがたいことである。この取組が特定の学校ではなく、どの学校でも実施できるようにしてほしい。	校外学習に看護師を配置する取組については、医療的ケアを必要とする児童生徒が在籍するすべての学校において実施できるよう順次進めてまいります。

番号	ご意見の内容	ご意見に対する県の考え方・対応
23	医療的ケアが必要な児童が、毎日安心して通学できるよう、福祉の方との連携による環境整備を希望する。	医療的ケアを必要とする児童生徒が安全・安心に学校生活を送ることができよう、看護講師の配置等の体制整備に取り組んできました。さらに本計画では、新たに校外学習等に看護師を配置し、保護者付き添いの負担を軽減することとしております。ご指摘の通学に関しましては、現在、関係課とも連携して他県の取組を研究しているところであり、今後も引き続き検討していくこととしております。
24	新たに設置される医療的ケア運営協議会のメンバーとして、人工呼吸器等の医療的ケアを必要とする子どもの状況に精通されている医師を入れていただきたい。	医療的ケア運営協議会は、人工呼吸器などのより高度なケアを必要とする児童生徒への支援体制を構築することを目的に設置することとしておりますので、ご意見を踏まえて構成員を検討してまいります。
25	特別支援学校と居住地校との交流について、交流に対する教員の理解、交流校間の連絡方法の確立、保護者の意向の取り入れ等を希望する。	第2次岐阜県教育ビジョンに基づき、交流及び共同学習を推進し、多くの児童生徒が居住地校交流や学校間交流等に取り組んでいます。今後も、児童生徒や保護者のニーズを踏まえ、関係者間の連携を大切にしながら、一層充実した交流が実施できるよう努めてまいります。
26	以下のことを同計画書に追加記載すべき。 ・特別支援学校の児童生徒に、地域の小中学校に副次的な学籍「交流籍」を置き、周知と、学年が上がっても交流ができるように取り組んでいく。	第2次岐阜県教育ビジョンにおける施策として、交流籍を活用した交流及び共同学習に県内すべての特別支援学校が取り組んでおります。今後もこの取組を継続し、地域の中で共に生活する仲間として相互理解を深めることができるよう、目標7の⑤に記載しております。
27	交流及び共同学習を通じた心のバリアフリーの推進において、以下を追加記載すべき。 ・障がい者スポーツを題材とした交流活動を推進するために総合型地域スポーツクラブと連携して取り組む。	障がい者スポーツを題材とした交流活動については、地域交流などを含め目標7の⑤に記載しております。交流活動が推進されるよう、今年度、各特別支援学校にボッチャの器具等を配備しました。来年度には、岐阜ボッチャ協会と連携して、教員を対象とした講習会を実施し、特別支援学校の授業に導入していきたいと考えています。そのうえで、小・中学校等との交流及び共同学習の題材として実施できるよう取り組んでまいります。
28	以下の取組について計画書に追加記載すべき。 ・学校による手話を学ぶ機会の提供。	ご指摘のとおりですので、手話の学習などを含めた障がい者理解の取組について「小・中学校・高等学校において、車いす体験や手話の学習、障がい者スポーツ体験、障がい者雇用企業についての学習など、障がい者理解を深める取組を推進します。」と、目標7の⑤に追記します。
29	以下のことを同計画書に追加記載すべき。 ・全教員を対象としたユニバーサルデザインの授業などの研修を実施する。	第2次岐阜県教育ビジョンに基づいて、ユニバーサルデザインの授業づくりに関する研究指定事業を行い、今年度で県内全ての地域で実施を完了しました。また、これまでの取組の成果をまとめたリーフレットを各校に配付するとともに、ホームページにも掲載し、校内研修等で活用できるようにしております。
30	各地域に高等特別支援学校機能の整備以外での特別支援学校による教室不足の解消に向けた現状でできる取組は何を検討・実行していくのか。	全県的に軽度知的障がいのある生徒が増加傾向にありますので、早期に各地域の高等特別支援学校機能の整備を進めるとともに、各校における児童生徒数の動向や教室不足の状況を把握し、対応策を検討することとしており、目標7の①・⑥に示しております。

番号	ご意見の内容	ご意見に対する県の考え方・対応
31	特別支援学校における教室不足解消のためには高等学校における通級指導を全高等学校に展開できるようにすること。	特別支援学校で学ぶ生徒については、障がいの状態が学校教育法施行令第22条の3に該当するかを目安としています。そのため、高等学校における通級指導教室の有無が、特別支援学校の高等部生徒の急増の要因と直接的には結び付かないとらえています。しかしながら、高等学校において対人関係や自己表現等における困難さを有し、特別な支援を必要とする生徒も在籍しています。今後も、高等学校における少人数コミュニケーション講座を各圏域で開設できるよう取り組んでまいります。
32	以下のことを同計画書に追加記載すべき。 ・ICTを活用した授業改善や児童生徒の基本的な情報活用能力の育成のため、県立の特別支援学校全校にタブレットPCを配置する。	タブレット型PCについては、既にすべての県立特別支援学校に整備し、児童生徒の実態に応じて授業で活用しております。また、来年度県立学校に整備を進めるICT環境についても、キーボードの脱着可能なタブレット型PCを整備するなど、児童生徒・学校の状況に応じた、整備を進めてまいります。
33	重症心身障害児でも、色々なシステムを使うことで意思を表出することが可能な時代である。個々に使用できるPC等の整備を希望する。	児童生徒の重度重複化、多様化に対応するよう、個々の障がいの状態に応じてPC操作が可能となる機器等、児童生徒・学校の状況に応じて備品が充実するよう検討をしております。
34	通級指導教室については、学校単位で担当一人ではなく、市や地区ごとに何人というように、コア・ティーチャーを含めた複数人・複数業種のチームを作り、チームは支援センター等を拠点とし、学校の規模や実情に合わせて各校に派遣するというシステムを構築してはどうか。	通級指導教室については、通いやすさに配慮し、担当教員が学校を巡回する教室の運用も開始しました。今後も通級指導教室を利用する児童生徒の増加が見込まれることから、担当教員の養成研修を新たに実施するとともに、専門家を派遣する事業にも引き続き取り組んでまいります。
35	特別支援学級の設置については、学校の実情に合わせて、「知的学級」「情緒学級」と最初から厳密に分けるのではなく、「知的・情緒混在の特別支援学級」を認めてはどうか。もしくは通級担当を他の職種に依頼することで、その分新設に対応できるのではないか。	特別支援学級の設置については、学校教育法及び学校教育法施行規則によって、小・中学校に障がいの種別ごとに置くことが定められています。 県では、障がいの種類に合わせて、知的障がい、肢体不自由、病弱、弱視、難聴、自閉症・情緒障がいの6種に区分し、一人一人の障がいの種別や特性に配慮しながら、効果的な指導に取り組んでおり、今後も、特別支援教育を担う人材の確保・育成を通じて、小・中学校における特別支援教育の充実化を図ってまいります。
36	以下のことを同計画書に追加記載すべき。 ・障害のある幼児児童生徒が十分な支援をうけるための合理的配慮にむけた人的配置や環境整備の充実に向けて行う。	特別支援学校においては、重度重複化、多様化に対応するよう学習環境の整備を計画的に進めてまいります。 また、高等学校においては、平成28年度から、受験や学校生活において必要となる合理的配慮を事前協議のうで提供する取組を進めておりますので、その旨を目標7の⑦に追記します。

番号	ご意見の内容	ご意見に対する県の考え方・対応
37	<p>高等学校においても特別支援コーディネーター指名、校内委員会の設置が必要であり、特別支援教育支援員を配置だけでは不十分と考えるので、以下を追加記載すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高等学校へ特別支援教育支援員の配置や校内における特別支援教育体制の構築を図るとともに学校での学習や生活を支援する。</li> </ul>	<p>子どもかがやきプランの取組により、すべての公立高等学校において特別支援教育コーディネーターの指名、校内委員会の設置、個別の教育支援計画の作成等の体制整備を完了しています。今後も、各校における特別支援教育の一層の充実に向け、特別支援教育コーディネーター研修会や特別支援教育支援員の配置事業を継続してまいります。</p>
38	<p>以下のことを同計画書に追加記載すべき。 (生涯にわたって子どもたちを支える切れ目ない支援体制の充実)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・圏域ごとの自立支援協議会等と特別支援コーディネーター等連絡会の連携を強化し、関係機関が共同して支援できる体制をつくる。</li> </ul>	<p>子どもかがやきプランの取組として、各圏域で特別支援教育連携協議会を設置し、児童生徒を切れ目なく支援するための体制整備を進めてきました。今後も、各圏域の実情に合わせた運営がなされるよう努めてまいります。</p>
39	<p>以下のことを同計画書に追加記載すべき。 (生涯にわたって子どもたちを支える切れ目ない支援体制の充実)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児期から進路先まで切れ目のない支援の充実に向け、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成・活用を推進し、支援の継続を強化する。</li> </ul>	<p>県では、個別の教育支援計画の作成、就学や進学に移行期における引継ぎを確実に行うよう、小・中学校等に周知し徹底を図ってきました。今後もこうした取組が、特別な支援を必要とする幼児児童生徒に対し確実に行われるとともに、支援の充実が図られるよう取組を継続してまいります。</p>
40	<p>以下のことを同計画書に追加記載すべき。 (生涯にわたって子どもたちを支える切れ目ない支援体制の充実)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発達障がいに関する正しい知識の普及を進めるために、教育・福祉などの関係分野や各年代の支援者の連絡の橋渡しをする人材の配置、情報共有ツール（個別支援ノート）の普及、共通アセスメントの普及等を進める。</li> </ul>	<p>各圏域における特別支援教育連携協議会や特別支援学校コーディネーター会議等を通して、関係機関との連携を図りつつ、各圏域、市町村等の状況に応じた切れ目ない支援体制の充実を図っており、今後も継続してまいります。</p>
41	<p>「多様なニーズ」といわれる児童生徒に関しての施策「医療的ケア」「学習環境の整備」「スクールバスの増配置」について、具体的な数値を上げるべき。特に、「学習環境の整備」については、特別教室の普通教室への転用数を把握するとともに、その弊害を把握し、解消する方向での見通しを誠実に示すべき。</p>	<p>子どもかがやきプランに基づいて特別支援学校を整備してまいりましたが、一部の学校では教室不足が見られ、特別教室を普通教室に転用している学習環境については改善する必要があると考えております。今後も各校の教室使用状況や児童生徒数の動向を把握し、対応策を検討することとしており、目標7の⑥に示しております。</p>

番号	ご意見の内容	ご意見に対する県の考え方・対応
42	<p>岐阜県では、就学判定が障がいがあれば、特別支援学級か特別支援学校と親の想いが優先されるとはいえ、健常児と隔離された教育現場に思える。教育現場において障がいのあるなしに関係なく共に過ごしていく教育環境を目指すべきではないか。</p>	<p>インクルーシブ教育システムについては、同じ場所で共に学ぶことを追求するとされていますが、最も大切な視点として、個別の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供することが挙げられます。そのためには、特別支援学校をはじめ、特別支援学級や通級指導教室など、連続性のある多様な学びの場を整備することが重要でありますので、個別の教育的ニーズに応じた学びを提供できるよう、今後も新たな学びの場の整備に取り組んでまいります。</p>
43	<p>以下のことを同計画書に追加記載すべき。 ・家庭・教育・福祉の連携「トライアングル」プロジェクトの保護者への啓発と個別の教育支援計画の活用による切れ目のない支援のために情報共有・連携強化を推進する。</p>	<p>トライアングルプロジェクトの推進に関わり学校教育法施行規則の一部改正が行われ、この内容について県内の学校に周知したところです。これまでも医療・福祉・労働等の関係機関と連携して個別の教育支援計画を作成してきておりますので、今後も、県立特別支援学校、各市町村において、家庭・福祉と教育が連携した取組が一層進められるよう今後も継続して働きかけてまいります。</p>
44	<p>「新こどもかがやきプラン策定委員会」の審議会情報を見ると会議・議事録の公開がいずれも「非公開」となっているが、明確な根拠がなければ「公開」とすべき。</p>	<p>新こどもかがやきプラン推進委員会は、「審議会等の設置運営要綱」に基づき、県政への民意の反映、高度な専門知識の導入等を図る懇話会等として設置しており、学校の課題やプランの進捗状況を踏まえて、今後取り組むべき施策の協議・検討を行っています。 ご指摘のあった点につきましては、例えば新設校の設置場所など、県民の間に混乱を生じさせるおそれがある議題が多いことから、岐阜県情報公開条例に基づいて非公開としています。議事要旨については、教育委員会会議及びそのホームページで公開しています。 今後も、推進委員会を踏まえたプランの進行管理を行うこととしており、その旨を目標7の⑨に追記します。</p>
45	<p>以下のことを同計画書に追加記載すべき。 ・家庭学習が困難な子どもや学習習慣が十分に身につけていない子どもの学習機会を確保するため、市町村と連携し、地域未来塾や放課後子ども教室、土曜学習事業などを活用した学習支援を行う。</p>	<p>地域未来塾、放課後子ども教室、土曜日の教育活動は、原則、すべての児童・生徒を対象とした事業です。ご意見にある子どもたちの支援は、目標8の⑥「生活困窮世帯やひとり親家庭の子どもに対して、学習塾形式を基本とする学習支援を実施」に含まれると考えております。 これらの学習活動において子どもたちが進んで学習できるよう、学校の授業では、一人一人の子どもたちの学習状況に応じたきめ細かな指導の充実により学力の向上を図ることについて、目標11の①②に記載しております。</p>
46	<p>以下のことを同計画書に追加記載すべき。 ・定時制高校の生徒がジョブサポーターを活用できるようにするなど、学校とハローワークが連携し、生徒の就職支援を行う。</p>	<p>ハローワークとの連携につきましては、現在も定時制を含めて各学校において、学卒ジョブサポーターを活用した講演や個別支援など、生徒のキャリア教育、就職支援を行っております。今後も、ハローワーク等の関係機関と連携し、生徒の進路指導を進めてまいります。</p>
47	<p>以下のことを同計画書に追加記載すべき。 ・中退者などについても、就労支援施設とニート等の若者の就労支援機関との連携を図るなど若者への就労支援を行う。</p>	<p>ご指摘いただいた中途退学者等の若者への就労支援については、目標8の⑤に、各相談・支援機関で構成する「子ども・若者支援地域協議会」が実施する学び直しや就労などの継続したサポート制度を記載しております。</p>



番号	ご意見の内容	ご意見に対する県の考え方・対応
48	<p>以下のことを同計画書に追加記載すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村教育委員会に「日本語能力測定方法」の活用を働きかけ、公立小・中学校における日本語能力の把握による適切な支援を図る。</li> </ul>	<p>ご指摘いただきましたことについては、現在も市町村教育委員会へ働きかけているところです。今後も、市町村教育委員会及び学校の職員を対象とした研修会等で、DLA（外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメント）や類似の日本語測定方法についての研修を継続して行い、各学校において、日本語能力の把握による適切な指導が図られるよう支援してまいります。</p>
49	<p>以下のことを同計画書に追加記載すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公立小・中学校における「特別の教育課程」による日本語指導の充実をする。</li> </ul>	<p>公立小・中学校における、日本語指導が必要な外国人児童生徒を対象にした特別の教育課程の編成については、現在も各学校の受け入れ体制等の状況に応じて行われているところです。日本語指導が必要な外国人児童生徒に対する効果的な指導や教材等の活用方法について、今後も継続して研修会等を開催し、日本語指導の充実に向けて努めてまいります。</p>
50	<p>県立の夜間中学の設置の検討を進めるなど、夜間中学の設置について記載すべき。</p>	<p>ご指摘いただいたとおり、岐阜県には夜間中学の設置はございませんが、日本語教育を必要としている外国人のニーズはありと考えています。夜間中学は、全国的に、義務教育未修了者に加え、外国人、不登校となっている学齢生徒等の多様な生徒を受け入れる重要な役割を担っている傾向にあることから、県においても、夜間中学に係る具体的なニーズの実態把握を進め、検討を行うことを、目標8の③、目標9の①に追記します。</p>
51	<p>以下のことを同計画書に追加記載すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学生・中学生・高校生を対象にLINEなどのSNSを活用した相談体制を構築する。</li> </ul>	<p>SNSを活用した相談体制の構築については、特にスマートフォン等の所持率が高い中学生・高校生を対象としております。小学生を対象とした相談体制の構築については、スマートフォン等の所持率や使用状況等を確認しながら、必要性を検討してまいります。</p>
52	<p>以下のことを同計画書に追加記載すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ネットパトロール事業をおこない、ネット上のいじめの早期発見・早期対応に取り組む。</li> </ul>	<p>ネットパトロール事業については、目標10の⑤「インターネットの安全・安心利用に関する啓発の充実」において示しております。今後も、いじめの早期発見・早期対応を含めた問題行動等の未然防止を推進してまいります。</p>
<p><b>基本方針3 「未来を切り拓くための基礎となる力をはぐくむ教育の推進」について</b></p>		
53	<p>小・中学校における30人規模学級編成をして、児童生徒一人ひとりに応じた決め細かな指導を行うことにより、学習習慣・生活習慣の定着と基礎学力の向上を図ってはどうか。</p>	<p>ご指摘いただいたとおり、児童生徒一人一人に応じたきめ細かな指導の充実を図るために、少人数教育を推進していくことは極めて重要な事項であると考えております。</p> <p>県教育委員会では、生活習慣や学習習慣の定着を図るために、標準法による小学校1年生に加え、加配教員を活用して、小学校2・3年生及び中学校1年生において少人数学級を編成しております。また、確かな学力の定着を図るために、25人以下の学習集団を編成し、少人数指導を実施しております。</p> <p>なお、県教育委員会としては、少人数教育に必要な加配定数について継続的に国に要望を行うとともに、少人数教育の在り方について検討してまいりたいと考えております。</p>
54	<p>中学校・高等学校の英語検定等の目標値が50%となっているが、無理な目標ではないか。</p>	<p>次代を担う子どもに求める英語力の指標として、国において同等の英語力を求めているため、岐阜県としても達成を目指していきます。またこのように目標を設定することで、学校での指導も充実するものと考えております。</p>

番号	ご意見の内容	ご意見に対する県の考え方・対応
55	<p>英語力の強化の目標値がともに50%となっているが、これまでの目標と全く同じではないか。50%に達しなかったのかを分析し対応策を具体的に示す必要がある。そもそも、CEFRや実用英語検定が児童生徒の英語力を図るものとしてふさわしいのか。</p>	<p>国は「生徒の英語力向上推進プラン（平成27年6月公表）」の中で、「中学卒業段階に英検3級程度以上50%、高校卒業段階に英検準2級～2級程度以上50%」という目標を掲げました。岐阜県でも、国の目標と同じとしています。また、未達成の理由としては、「話すこと」「書くこと」の2技能に未だ課題があることや言語活動の在り方に課題があると捉えており、県としても学校訪問の際には具体的な改善方法を示していきます。CEFRについては、「英語で何ができるか」を段階別で示したものであり、これからの英語教育に強い関連性があると考えております。</p>
56	<p>小学校高学年への英語教材の提供等については、学校に教材が届いた後、十分に活用できないことがある。現場の声をよく聞いて支援してほしい。</p>	<p>2018年度に続き2019年度においても、新教材の活用並びに評価の在り方についての研修会を各地区で開催します。この研修会を通して、教員が教材の具体的な活用方法を学びます。また、この研修会の資料には学校での悩みや質問に答えるものが含まれているので、英語を指導する教員がすぐに指導に活用できるよう、工夫を図っております。</p>
57	<p>小学校は、英語の免許を持った教員が少ない現状にあるが、十分な研修もないまま「教科の英語」を担当することは可能なのか。国がやらないのであれば、岐阜県独自で最大限の研修の機会を設けるべき。</p>	<p>小学校の外国語活動の早期化及び教科化に対応するため、国が実施する推進リーダーの養成研修に、平成26年度から計画的に教員を派遣して、各地区や各小学校で還元研修を行ってきました。また、毎年、英語教科化対応講座や外国語スタートアップ事業などの研修機会を設けています。さらに来年度は、小学校教員に対して英会話講習を各教育事務所を受講できるようにするなど、研修機会の拡大に努めてまいります。</p>
58	<p>小学校は、英語の免許を持った教員が少ない現状にあるが、十分な研修もないまま「教科の英語」を担当することは可能なのか。専科教員についても岐阜県独自に推進すべき。</p>	<p>ご指摘いただいたとおり、小学校の外国語活動の早期化及び教科化に伴い、専門性の高い指導を推進することは極めて重要な事項であると考えています。そこで、県教育委員会としては、専科教員に必要な加配定数について継続的に国に要望を行うとともに、専門性を一層重視した指導体制を構築してまいりたいと考えております。</p>
59	<p>中学校の「増加する語彙を確実に習得できる教材」について、語彙が大幅に増加することは、生徒にも教員にも大きな負担となる。小学校で扱った語を含めてとあるが、現時点で小・中学校の英語教育について交流できている学校はほんのわずかだと思うが、どうか。</p>	<p>教材は、教師の教材研究の支援となるよう、小学校で学ぶ語彙の情報も含めており、授業のコミュニケーション活動で活用することで、生徒にとっても語彙力の定着に役立つものを作成してまいります。なお、小・中学校における系統的な指導については、2018年度より県が実施している「学校におけるカリキュラム・マネジメント充実事業」において、複数の学校が取り組んでいます。該当地区では、例えば小・中学校合同の研究会を実施するなど、様々な取組を行っており、その成果を普及・周知する研修会等も実施しています。2019年度も引き続き、こうした取組を進めるとともに、本事業で得られた成果については、県教育委員会としても広く周知してまいります。</p>

番号	ご意見の内容	ご意見に対する県の考え方・対応
60	特別支援学校学習指導要領等の改定の中に「小学部の教育課程に外国語活動を設けることができることを規定」とあるが、41ページでは特別支援学校も含まれる内容になっているのか。もし含んでいないのであれば、特別支援学校における外国語活動の取り組みはどうするのか。	41ページに掲げている指標や施策については、特別支援学校を含んでいません。なお、特別支援学校の教育課程については、児童の障がいや特性及び心身の発達の段階等に十分配慮して編成することとなっています。外国語活動の取組についても、それらを踏まえて各校において適切に取り扱われるよう指導してまいります。
61	県立高校においてRESAS（リーサス：地域経済分析システム）を活用した探究学習に取り組み、高校生の地方創生の意識向上につながる新しい学びを推進し、他者と協働しながら新しい価値を生み出すための思考・判断・表現力といったきたるべき時代に求められる資質・能力を育んだらどうか。	第3次岐阜県教育ビジョンではふるさと教育を高等学校においても本格的に展開し、地域の課題解決学習に取り組むこととしております。ご指摘いただいたとおり、RESAS等のデータも活用しながら地域課題を発見・解決する探究学習を推進してまいります。
62	以下の取組について計画書に追加記載すべき。 ・岐阜県において「エンパワメントスクール」（高校生の学び直し）を導入すること。	高校生の学び直しにつきましては、現在、各学校の実態に合わせて学校設定科目を設けております。今後も、社会人として必要な学力を身に付けられるよう、指導の充実に努めてまいります。
63	「高等学校における外部検定の受検の推奨について」、高等学校のみでなく中学生にも英語4技能向上や客観的な力の把握を図るために、同様に推奨する制度を位置づけて欲しい。	小学校並びに中学校においては、岐阜県版学習到達目標を作成・活用しながら児童生徒の英語力を伸ばすとともに、定着の度合いを適切に把握する取組を行ってまいります。また、こうした取組の成果を高等学校における指導につなげ、小・中・高等学校一貫した支援をしてまいります。
64	今後5年間では、ICT環境の整備よりも、DVDなどの教材開発に力を入れて、新しい授業スタイルを取り入れるべき。	ご指摘いただいたとおり、新しい授業スタイルを提供するため、ICT環境の整備とともに、教科書に準拠したデジタルコンテンツ（DVD）等の活用を通じて、学習の効果や教材準備の効率を上げ、学習活動の充実を図ってまいります。
65	県内すべての学校において情報教育の環境を整えるために、ICT機器に関わる補助を他の教育補助とは別に設けてほしい。	情報機器の整備については、国において、各学校の設置者ごとに取組が進められるよう、整備方針を示すとともに地方財政措置が講じられているところです。県教育委員会としましては、ICT環境の整備を進める県立高校で実施する公開授業に、市町村の職員を招いて学習活動の変革のイメージを具体的に伝えたり、WEB会議システムを、小中学校の授業や会議等で活用を勧めたりするなど、市町村におけるICTを活用して教育の取組を支援してまいります。
66	乳幼児期教育における基本的な生活習慣（スマホやゲーム、ネットの影響、視力・視機能の低下、未処置歯の増加等）に関する保護者の教育に力を入れてほしい。	幼児期における教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎、基本的な生活習慣の確立の上で大変重要なものです。目標18に記載のとおり、幼児教育の充実および乳幼児期の家庭教育の推進を図ってまいります。

番号	ご意見の内容	ご意見に対する県の考え方・対応
<b>基本方針4 「勤務環境の改革と教職員の資質向上」について</b>		
67	<p>80時間越えの教員を0%にするには、「大幅な業務の削減」と「教職員の増員」が重要であり、県費での加配教員の増員が必要と考える。</p> <p>※外部人材の活用では、効果は少ないと考えるが、部活動指導員の大幅な増員（各中学校に少なくとも4～5人）なら一定の効果はあると考える。</p>	<p>ご指摘いただいたとおり、教職員の働き方改革を推進するに当たって、教職の増員（加配）は極めて重要な事項であると考えています。しかしながら、県単独で教職員の加配をすることについては、後年度の負担も含め非常に多額の予算を計上する必要があることから、慎重に検討する必要があります。</p> <p>そこで、県教育委員会としては、教職員定数の改善について継続的に国に要望を行うとともに、外部人材を活用した教員のサポート体制を一層充実することで、教職員の働き方改革を推進してまいりたいと考えております。</p>
68	<p>「勤務時間を意識した働き方に関する理解醸成」の方針が、管理職の研修のみでは進まない。各学校での研修、業務改善の意見交流が必要。</p>	<p>ご指摘のとおり、管理職だけでなく、全ての教職員を対象に「勤務時間を意識した働き方に関する理解醸成」をしていくことが必要です。研修機関・職場双方で研修機会を充実するとともに、職場内での意見交換を行っておりますので、その旨、目標20の①に追記します。</p>
69	<p>サポートスタッフの勤務条件の保障や、研修でスキルアップできるような仕組みがあれば、より専門性の高いスタッフが生まれるのではないかと。</p>	<p>サポートスタッフは、学校における業務改善を推進するため、各学校や地域の実情に応じて勤務内容を定め、その募集を行っております。学校における業務を効率的・効果的に行うために設置するものですので、より専門性の高いサポートスタッフの任用に努めるとともに、その優良事例については市町村にも情報提供していきたいと考えております。</p>
70	<p>「働き方改革」が叫ばれているが、どうやって負担を軽減するのか。県として、新しい施策によって負担が増える分、何を削減するのか具体的に示すべき。</p>	<p>教員の負担軽減が図られるよう、「教職員の働き方改革プラン」に基づき、業務の精選や役割分担の見直し等を進めてまいります。</p>
71	<p>新しい施策への対応により、益々、子どもに向き合う時間が減ることのないように検討願いたい。</p>	<p>教員が子どもに向き合う時間を十分確保できるよう、「教職員の働き方改革プラン」に基づき、業務の精選や役割分担の見直し等を進めてまいります。</p>
72	<p>ハラスメントに関する小・中学校での調査が行われていないので方針に入れるべき。</p>	<p>小・中学校におけるハラスメントの防止や対応については、服務監督者である市町村教育委員会において、主体的に取り組んでいただくべきものと考えておりますが、県教育委員会としましても、市町村教育委員会に対し、県立学校で行っているハラスメント調査について情報提供するなど、取組が進むよう促していく旨、目標21(1)の「取組の方向性」に追記します。</p>
73	<p>ストレスチェックの受検率が県立学校のみだが、小・中学校を含めた全市町村での実施こそが必要。</p>	<p>小・中学校におけるストレスチェックについては、実施主体である市町村において実施していただく必要があります。県教育委員会としましては、市町村のストレスチェックが適切かつ効果的に実施されるよう、実施方法など県での取り組み事例について機会をとらえて情報提供を実施してまいります。</p>

番号	ご意見の内容	ご意見に対する県の考え方・対応
74	<p>ストレスチェックの実施後に重要なのは、職場改善であり、学校ごとの安全衛生委員会での議論を推進することを方針に入れるべき。</p>	<p>職場環境の改善はストレスチェックの重要な目的の一つです。このため、今後も所属の管理職等を対象に職場改善研修を継続して実施していくほか、機会をとらえて各県立学校にストレスチェックの説明を行うとともに、衛生委員会での議論を促すなどの取組を進めてまいります。</p>
75	<p>超過勤務手当のない残業に、根本的歯止めがかからない。このままでは、教職希望者は減少する。何か抜本的な変革が必要。</p>	<p>教職員の勤務環境の改善につきましては、喫緊に取り組むべき重要な課題と認識しております。そこで、県教育委員会としましては、「教職員の働き方改革プラン2018」を踏まえ、業務内容の徹底的な見直しや外部人材を活用した教員のサポート体制を一層充実することで、教職員の働き方改革を推進してまいりたいと考えております。</p>
76	<p>免許更新制度により講師の確保が難しい状況であるため、免許更新制度の廃止について、県からも国へ意見してほしい。</p>	<p>教員免許更新制度は、その時々で教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に最新の知識技能を身に付けることを目的としており、公教育を担うべき教員の資質能力の向上に資するものと考えております。</p> <p>しかしながら、ご指摘でございますとおり、近年の教員の大量退職により、学校現場においては、講師確保が困難となる事例が生じている実態があります。</p> <p>このような状況を踏まえ、国においては、免許未更新の教員経験者などに対する臨時免許状の授与などの対応策の検討が行われており、県教育委員会においても、国の動向を踏まえ、退職した教員の知識や経験を引き続き学校現場で活かしていくための柔軟な制度運用に取り組んでまいりたいと考えております。</p>
77	<p>特別支援教育の充実・特別支援学級の増加や義務教育学校の将来的な増加予想を考えると、免許取得者の増加が求められる。免許取得のための救済制度(臨時免許発行を含む)や研修制度を位置づける必要がある。</p>	<p>ご意見にもございますとおり、特別支援学校や特別支援学級による対応が必要な児童生徒数は増加傾向にあり、今後も同様の状況が続いていくと考えられます。県教育委員会としましては、特別支援教育に係る専門性の高い教員を育成・配置していくため、県教育委員会が主催する免許法認定講習に、特別支援教育に関する科目を設け、主に現職教員が免許を取得するための機会提供に重点的に取り組んでいるところです。</p> <p>今後も、小・中学校教員の専門性向上の観点から、特別支援学校での勤務機会を設けることや、認定講習の受講を促すなどの対応を通じて、より幅広い分野での知識習得を支援していくとともに、学校における対応力強化を進めてまいりたいと考えております。また、総合教育センターにおける特別支援教育に関する講座や、特別支援学級等新任担当者研修を実施し、特別支援教育の基礎的な内容から実践力を高めることを目的とした研修を今後も継続してまいります。</p>
78	<p>教員採用試験の提出書類は、インターネット出願のみにするべき。長年にわたって、手書きで同じ書類を2枚書いて提出するという前例が踏襲されているため、採用試験の提出書類は1枚だけにし、過度な事務負担をなくすべき。</p>	<p>教員採用試験の提出書類については、毎年見直しを行っていることから、今回のご意見も踏まえて検討させていただきます。</p>

番号	ご意見の内容	ご意見に対する県の考え方・対応
79	<p>優れた教員の確保について、今すぐ実施する事を提案する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・募集要項の発表をホームページ上で3月に行う。</li> <li>・講師を含めた試験免除を広げる。</li> <li>・現職の講師や社会人向けの採用試験説明会の実施。</li> <li>・採用試験の透明化と情報開示。</li> <li>・ホームページの教員採用情報の配置を目立つ場所に。</li> </ul>	<p>教員採用試験の在り方については、毎年見直しを行っていることから、今回のご意見も踏まえて検討させていただきます。</p> <p>なお、募集要項の発表につきましては、少しでも早くご案内できるよう努めておりますが、少なくとも日程に関しては3月までにホームページにてご案内させていただくと共に、その配置等についても工夫させていただきます。</p>
<b>基本方針5 「学びを支援する安全・安心な教育環境づくりの推進」について</b>		
80	<p>以下のことを計画書に追加記載すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・インターネット上の有害環境から若者を守るための対策</li> </ul>	<p>インターネットについては、安全・安心利用に関する啓発の充実として、目標10「いじめ等の未然防止と早期発見・早期対応の徹底」及び目標12「ICTを活用した学習活動の充実」に掲載しています。ご指摘のとおり子どもたちの安全・安心を確保する観点から、目標27「子どもたちの安全・安心の確保と危機管理体制の充実」の⑥にも追記します。</p>
81	<p>目標28「家庭や地域と学校が連携した教育環境づくりの推進」に以下のことを計画書に追加記載すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間組織（教育支援センター）の充実や、NPO等民間団体（フリースクール）との連携を強化して子どもたちの居場所と学びを支えるサードプレイスの充実を進めます。</li> </ul>	<p>ご指摘いただいた子ども達の居場所と学びについては、不登校の状態にある高等学校段階の生徒に対し、適応指導教室を設置し、学校復帰や将来の社会的自立に向けた支援の充実を図ります。また、高等学校中途退学者等への学び直しの支援として、各相談・支援機関で構成する「子ども・若者支援地域協議会」が実施する学び直しや就労などの継続したサポートを行います。これらについては目標8に記載しているところです。</p> <p>さらに、目標28の⑧「社会生活を円滑に営む上での困難を有する青少年への支援」に記載しているように、ニート、ひきこもり、不登校等の困難を有する青少年の問題に対する支援として、青少年の育成・支援に関する課題を把握するための調査を実施し、ご指摘の内容を含めた効果的な対応を検討してまいります。</p>
82	<p>以下のことを計画書に追加記載すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校との直接のつながりを有さない若者支援の推進</li> </ul>	<p>高等学校中途退学者等への学び直しや就労支援については、目標8に各相談・支援機関で構成する「子ども・若者支援地域協議会」が実施する学び直しや就労などの継続したサポート制度について記載しているところです。</p>
83	<p>以下のことを計画書に追加記載すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな若者の居場所づくりの推進</li> </ul>	<p>ご指摘いただいた子ども達の居場所と学びについては、目標28の⑧「社会生活を円滑に営む上での困難を有する青少年への支援」に記載しているように、ニート、ひきこもり、不登校等の困難を有する青少年の問題に対する支援として、青少年の育成・支援に関する課題を把握するための調査を実施し、ご指摘の内容を含めた効果的な対応を検討してまいります。</p>
84	<p>以下のことを計画書に追加記載すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ひきこもり地域センターの活用</li> </ul>	<p>ニート、ひきこもり、不登校等の困難を有する青少年の問題に対する支援としての、ご指摘のセンターの活用については、目標8に「岐阜県若者サポートステーション」を含む各相談・支援機関で構成する「子ども・若者支援地域協議会」が実施する学び直しや就労などの継続したサポート制度について記載しているところです。</p>

番号	ご意見の内容	ご意見に対する県の考え方・対応
<b>「第3次岐阜県教育ビジョンの推進と進行管理について」について</b>		
85	<p>地域に通える特別支援学校があるという利点に隠れた、教室不足・設備不足による弊害、専門性の希釈、児童生徒の学習集団の欠如等の問題点の洗い出しとその対応がされていない。現場の声を広く機会を設け把握する必要がある。「スクールミーティング」では不十分である。</p>	<p>岐阜県教育ビジョンの着実な推進にあたっては、現場の声を聞くことは不可欠であるため、今後もスクールミーティングだけでなく、学校や地域で行われる意見交換の場を積極的に活用し、教職員をはじめ県民の声を教育行政に反映します。</p> <p>特別支援教育に関する施策については、新子どもかがやきプラン推進委員会を組織し、学校や保護者、専門家、関係機関等からの意見を踏まえて検討しています。さらには、特別支援学校校長会議や保護者との意見交換会等でいただいたご意見も施策に反映させていただいております。今後も、学校や保護者、専門家、関係機関等からのご意見を踏まえながら、対応策を検討してまいります。</p>
<b>その他「文化財の保護・活用の推進」について</b>		
86	<p>文化財の保護・継承・活用について同計画書に追加記載すべき。以下主な取組を列挙する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国や市町村と連携した文化財の計画的な指定、登録を進めるとともに、文化財の現状把握を適切かつ確実に進めます。</li> <li>・文化財所有者が行う文化財の修理・防災や公開・活用への取組に対する支援を行い、文化財の保護・継承、活用を推進します。</li> </ul>	<p>本県においては、文化財の保存・活用の取組について、教育の観点だけにとどまらず総合的に位置づける必要があるため、本県においては、知事部局において各種施策と有機的に連携して一元的に取り組んでおります。</p> <p>文化財に関する教育面の施策は引き続き行っていくものですので、「文化財に関する学習機会や情報提供の充実を図るほか、民俗芸能の保存団体が行う伝承教室の開催等への支援に努める」ことについて、目標4（2）の④に追記します。</p>
<b>その他「生涯学習の推進」について</b>		
87	<p>コミュニティの育ちを支える人材の育成（ファシリテーターの養成）・場（公民館・生涯学習センター等）について支援していくことを計画書に追加記載すべき。</p>	<p>家庭や地域と学校が連携した教育環境づくりの推進として、リーダーや指導者の資質向上について目標28について記載しております。生涯学習の取組については、学校教育の観点だけにとどまらず総合的に位置づける必要があるため、ご指摘の趣旨については、岐阜県生涯学習指針において、施策の方向性として、「地域づくり型生涯学習」の推進を支える人材の養成、学習の成果を活かす場づくりについて、記載しております。</p>

番号	ご意見の内容	ご意見に対する県の考え方・対応
88	<p>以下のことを同計画書に追加記載すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害のある方々が学校卒業後も生涯を通じて教育、文化、スポーツなどの様々な機会に親しむことができるよう、教育施設とスポーツ施策、福祉施策と労働施策等を連動させながら支援していく障害者の生涯学習化を推進していく。</li> </ul>	<p>特別支援学校卒業後の生活を豊かにするため、学校教育においては学校に在籍している間から、作品展への出品や部活動の大会への参加など、文化・スポーツなどに親しむことができるよう、今後もこういった機会を積極的に教育内容に取り入れてまいります。このことについて目標4(2)や、目標7⑤に記載しております。</p> <p>生涯学習の取組については、学校教育の観点だけにとどまらず総合的に位置付ける必要があるため、本県においては、知事部局において各種施策と有機的に連携して一元的に取り組んでおります。そのため、障がい者の生涯学習については、第2期岐阜県障がい者総合支援プランにおいて、「障がい者の生涯を通じた多様な学習活動の支援を推進するため、生涯学習、学校教育、社会教育、スポーツ、文化、福祉、保健、医療、労働等の関係部局間の連携体制を整備します。」と記載しています。</p>
<b>その他「大学教育の充実」について</b>		
89	<p>若者は地元を離れていく大きな要因のひとつは、高校を卒業して県外の大学に入学、大学卒業後はその地元の企業に入社して帰ってこない。そのため、県内の「大学教育の充実」が大事と考える。この部分に対して、以下を計画書に追加記載すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村と連携して東京圏の大学のサテライトキャンパス等を誘致する。</li> </ul>	<p>第3次ビジョンでは、「ふるさと岐阜」への誇りと愛着をはぐくむ、ふるさと教育の充実を重点的に取り組む施策としております。その中で、県内の大学や大学院における高校生の研究体験や、大学と協働した探究的な学びの推進、大学等の施設設備を活用した先進的技術力の育成など、大学と連携した取組について、目標1、2、4(1)に記載しております。</p> <p>ご指摘の大学のサテライトキャンパス等の誘致については、市町村等の意見なども伺いながら、検討してまいります。</p>
90	<p>若者は地元を離れていく大きな要因のひとつは、高校を卒業して県外の大学に入学、大学卒業後はその地元の企業に入社して帰ってこない。そのため、県内の「大学教育の充実」が大事と考える。この部分に対して、以下を計画書に追加記載すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内企業でのインターンシップを促進し、人材育成・定着を支援する。</li> </ul>	<p>地(知)の拠点大学による地方創生推進事業(COC+)の取組等、地域の企業で行うインターンシップについて大学と連携して実施してしております。このような大学生の県内就職に向けた取組等を実施してまいりますので、大学生の県内就職に向けて、大学と連携し、大学生が卒業後に県内で就職するための取組を進めることを追記します。また、地域の魅力発見と県内企業への理解促進を図るために実施している合同企業展「オール岐阜・企業フェス」への大学生の積極的な参加を促す取組について、目標2の②に追記します。</p>
91	<p>若者は地元を離れていく大きな要因のひとつは、高校を卒業して県外の大学に入学、大学卒業後はその地元の企業に入社して帰ってこない。そのため、県内の「大学教育の充実」が大事と考える。この部分に対して、以下を計画書に追加記載すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地(知)の拠点大学による地方創生推進事業(COC+)を県内大学と連携する。</li> </ul>	<p>地(知)の拠点大学による地方創生推進事業(COC+)については、2015年度から県内外の大学と連携して実施しており、今後も継続して大学生の県内就職に向けた取組等を実施してまいりますので、大学生の県内就職に向けて、大学と連携し、大学生が卒業後に県内で就職するための取組を進めることを、目標2の②に追記します。</p>



番号	ご意見の内容	ご意見に対する県の考え方・対応
92	<p>若者は地元を離れていく大きな要因のひとつは、高校を卒業して県外の大学に入学、大学卒業後はその地元の企業に入社して帰ってこない。そのため、県内の「大学教育の充実」が大事と考える。この部分に対して、以下を計画書に追加記載すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存大学における学部・学科の再編・新規設置校等の大学改革や教育・研究の充実に取り組む県内大学等を支援する。</li> </ul>	<p>第3次ビジョンでは、「ふるさと岐阜」への誇りと愛着をはぐくむ、ふるさと教育の充実を重点的に取り組む施策としております。その中で、県内の大学や大学院における高校生の研究体験や、大学と協働した探究的な学びの推進、大学等の施設設備を活用した先進的技術力の育成など、大学と連携した取組について、目標1、2、4（1）に記載しております。</p> <p>大学改革、大学での教育・研究に関する事項は、県の計画の中では言及しておりませんが、大学生の県内就職に関する取組については、大学と連携した取組について、目標2に記載し、今後も実施してまいります。</p>